

医薬品の適応外使用のうち当院医療倫理委員会で承認された治療法

当院の医療倫理委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療に於いて不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	検査・処置・治療における鎮静目的のミダゾラム注射液の適応外使用
実施責任者	東京都済生会向島病院 病院長 塚田 信廣
対象者	検査・処置・治療において鎮静が必要と判断された患者
承認日	2024年5月27日
対象期間	承認後から永続的に（または適応取得まで）
概要	【目的・意義】 検査・処置・治療の際に、患者さんの苦痛や不安を解消するため、また安全に実施することを目的として鎮静を行うことがあります。ミダゾラム注射液は検査・処置・治療の鎮静目的で広く一般的に使用されている薬剤ですが、一部の治療や処置にのみ保険適応があります。当院では国内外のガイドラインを参考に、保険適応外で検査・処置・治療にミダゾラム注射液を用いた鎮静を実施する場合があります。
	【想定される不利益と対策】 鎮静に伴う主な有害事象として低酸素血症や血圧低下を認める場合もありますが、適切なモニタリングを行うことで早期に発見し適切に対応いたします。本剤使用による健康被害が生じた場合、保険診療範囲内で適切に治療を行います。
お問い合わせ先	東京都済生会向島病院 医療倫理委員会 03-3610-3651（代表）

以 上